

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外国人学生が遵守すべき規則

1. 衛生福利部の指示によって、飛行機を利用し、中国、または香港、マカオで乗り換えた場合、または2/25以降、韓国から入国した方、台湾到着後14日間自宅検疫を受ける必要があるため、寮生であるか否かを問わず、入国後すみやかに国際センターに報告し、学生寮で14日間隔離されなければなりません。空港到着後、空港からタクシーをご利用ください。
2. 国籍を問わず、海外から台湾に入国した外国人留学生は、全てまず学生寮で14日間自主健康管理が必要です。14日間の自主健康管理が終わったら、はじめてキャンパスに入ることができます。本学の寮生は国際センターに報告し、学寮で14日間隔離されなければなりません。
3. 自宅隔離の命令を受けた場合、国籍を問わず、本学の学生寮で隔離されなければなりません。
4. 検疫のため、キャンパスに入ることができない状況下で、授業料や居留証、保険、授業の履修、労働許可証の申請等の手続きがある場合、学科または係員が代わりに申請します。
5. 交流活動に参加予定の外国人学生で2020年2月21日までに台湾に入国していない人は交流活動の計画取りやめをお勧めします。その他、もともと国際交流活動に参加予定の外国人の学生は台湾入国後本校の外国人学生検疫管理方法に従うようよろしくお願いします。
6. 2020年3月2日以降、まだ入国していない外国人の学生はもうキャンパスに入ることとはできません。その場合学部生は遠距離授業などの方法を利用して自分の国で勉強することができます。
7. 伝染病防止法 62 条により、入国の情報に虚偽があったり、関連機関の指示に従わなかったため、他人に病気をうつした場合、3年以下の懲役、拘禁あるいは 500,000 台湾ドルの罰金が科せられます。

	寮生の場合	寮生ではない場合
自宅検疫	第二学生寮で14日間隔離 (費用は自己負担)	第二学生寮で14日間隔離 (費用は自己負担)
自宅隔離		
自主健康管理	第一学生寮で14日間隔離	自宅で14日間自主健康管理

学寮で隔離される場合:

1. 日本人学生は自主健康管理のレベルに振り分けられるので5000元の支払いは必要なくなりました。ただ日本では毎日コロナウイルスの感染者が増えているのでこの状況もまた変わるかもしれません。
2. 食事はすべて寮の管理者に注文していただくことになります。あらかじめ食費として 4000 台湾ドルを支払ってください。14日間経った後に余った食費は返金し、足りなければ不足分を支払っていただきます。また、隔離期間中は、他の階に行ったり、外出したりすることはできません。
3. 学生寮に入る際、カウンターで体温記録カードをもらい、ラインのグループに入ってください。毎日の朝と晩に自分で体温を測り、その結果をカメラで撮ってラインで送ってください。隔離期間が終わったら、カードをカウンターに返してください。



開南大学国際課 2020/2/21